The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	五服九州説の展開
Author(s)	野村, 茂夫
Citation	懐徳. 1964, 35, p. 1-17
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/90396
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

五服九州説の展開

野村茂夫

一

中庸に「今天下車同レ軌、書同レ文、行同レ倫」とある。この文より見れば當然それが實際に行われていたことを示しているが、傳承の如くこの言は子思またはその先人である孔子のものとすれば、歴史的事實と合わない。

尚書舜典にも「同二律度量衡一」とあるが、事實として同文・同軌が實行され、度量衡の統一がはかられたのは史記・始皇本紀に「一二法度衡石丈尺一、車同レ軌。書同二文字一」とあるように始皇の天下統一以後のことであろう。それがどの程度實施されたかは、文字については王國維の研究[1]にあるように短期間のうちに徹底して行われたとも考えられるが、その他の點についての明確なことは分らない。また中庸の成立年代についてはこの小論の言及すべきことではないが、この中庸の同文・同軌に限つていえば、それは秦の統一以後のものと考えられよう[2]。そしてこの文は儒家の立場より現實を謳歌したものであるが、始皇の彈壓を受けた儒家にしてこの現實を認めざるを得ないのは、天下を統一する最も具像的な姿として人々に思い浮べられるのは天下が同一の文化に包含されること、卽ち同一の言語・文字を使い、それを使用する人々の間の交通の至便ということであつたが故である。

この時の始皇帝の天下とは東は海を越えた朝鮮半島、北は長城で結ばれる遼東からの雲中まで、西は巴蜀の楊子江

上流、南は雲南から海南島にまで及んでいた。そしてこの天下を三十六郡とし、統一の事業をなし遂げたのであるが、この全土に同文、同軌と度量衡の統一を實施することがいかに重要であつたかは、封建國家と異なる形をとる秦では當然のことである。同文による中央からの指令の徹底、同軌による交通の迅速化、度量衡の一致による貢物上納の簡便化、いづれも新しい專制國家にとつて要求されるものばかりである。その當面の問題を一應解決した始皇の事業は始皇本紀に「上古以來いまだかつてなかつたこと、五帝も及ぶところではない」と大いに賞讃に價するといえよう。しかしこの事業も一始皇帝、一秦國の力のみで成つたのではない。これがためには長年月にわたる統一への機運があつたからである。

秦の「分二天下一以爲三三十六郡一」とある「天下」は、當時の秦の支配力の及ぶ全範圍を示すものであつて、勿論それ以前にはなかつた廣大なものである。同一の天下に含まれるという場合、「天下」が全地上を意味する廣義と、全中華を意味する狹義と二つに用いられるのであるが、騶衍のいう明確に全地上を意味するものに以外はあまりその差別がはつきりとはしていないようである。天下をいう人々にとつて、このことは始めから問題とならぬことなのであろう。中華に對しては當然夷狄があるはずであるが、天下という場合の意識は事實上自己中心的で、己れに關係せぬもの、次に述べるように中華の文化に關與せぬものには全く興味がないようである。

現在において、なお多數の少數民族を有する中國大陸において、先秦時代に雜多の民族が存在していたことは論をまたない。その多くの民族が同一の天下に入るという意識は、中庸に見られる「同文・同軌」つまり同一の中華文化を有するということによつて成立してゆく。

始皇の天下も、それ以前の周の封建國家もそれは後世いわれるような國家ではなくして、むしろヘレニズム世界と同樣な民族を越えた文化的な結合體といえよう。しかし實際はそうであつても春秋・戰國と時代の經過と共に地域的に多くの地が中華の文化圏に入り、同一文化を奉じ更に古くより開けた諸國に劣らぬ實力を養うにつれて、それらの

新興の人々によつて要求されたのは單に文化のみでなく、完全な傳統的な中華の人であるという意識である。

殷は黄河中下流によつたが、西方周の到來により中華文化圏は西方に廣まつた。周は各地に諸侯を分封し、軍を諸方に出し中國大陸を徐々に同一文化で統合しつつあつた。その新たに同一文化を有し共通の天下に含まれることを確認するためにとられた方法は、同一の祖先から出たという考えである。

我が國でも、その發生において異なる出雲系民族・筑紫系民族が天孫民族に征服された結果、その傳承も天孫民族の系統の中に吸收されてゆく。それが出雲神話と筑紫神話とが天孫系の神話の中に統合された形となつてあらわれている。

これを中國の場合に見れば、史記周本紀では周の祖、后稷の母は姜原であり、帝嚳の元妃とされている。ところで殷本紀では殷の初代契の母は帝嚳の次妃となつていて、この殷周兩者の祖は共通であるとされるのである。

王國維等の卜辭の研究[3]から殷祖を帝嚳とすることは殷代からの傳承であることが知られるが、周の祖と考えられたのは本來は詩經・大雅・生民に見られる如く后稷まであり、それと帝嚳との結びつきは、現存の文獻では史記の資料となつたと考えられる大載禮・帝系世及び楚辭・天問に見られる。すなわち農業を振興させたとされる稷は農業國家として出發した周の祖としてまさにふさわしく、それを帝嚳にまで逆のぼらせるのは先述のように互いに同じ祖先から出たものであることを主張せんとするものであり、その傳承の發生は春秋末か戰國以後のことであろう。[4]

齊魯などの周初よりの傳統の明らかな諸國は別としても、その後あらたに興起した諸國には多分にこの傾向がうかがわれる。

秦は史記秦本紀によればその祖を顓頊としている。このような古の聖君主との結びつきの萠芽は左傳などに少しづつ見えているが、[5]公羊傳昭公五年に

秦者夷也。とあり

秦本紀では申侯の言として

昔我先酈山之女、爲二我胥軒妻一、生二仲潏一、保二西垂一。

といって、その祖は西方の遊牧民であることを示している。

南方の楚なども孟子の頃でさえ「南蠻鴃舌之人」と輕視されているが、史記楚世家によれば「楚之先祖出レ自二帝顓頊高陽一」とある。しかし同じ楚世家の中で楚王熊渠が

我蠻夷也、不レ與二中國之號謚一。

といい、殷末の狀態をいって

其後中微、或在二中國一、或在二蠻夷一、弗レ能レ紀二其世一。

と傳えている。これはその出自の不明さをいうものであり、中原諸國と祖を共通にすることはあり得ない。

吳なども太伯の子孫とされるが、史記の傳承によつても荆蠻の地に居をかまえ、中央からは長く離れていたとされ、吳の極めて初期の系譜と中原と交渉の生じた十九代の壽夢以下の事蹟のみがくわしく、その中間は明らかにされていない。これなども太伯との結びつきには作爲的なものが目につく。

その他、左傳昭公二十八年には周武王封建の際の諸侯のうち、兄弟の封建されたもの十五、姬姓は四十人といわれ、僖公二十四年では文王の子十六、武王の子四、周公の子は四とそれぞれ封建したものをあげ、荀子儒効篇なども周初七十一國のうち五十三人までは姬姓である。とするが、これらも事實か否か疑わしい。

以上のような事例はいづれも中華文化圈の擴大にともない同一文化に屬する人、同じ中華の人であるという意識の高まりのために現われた動きであろう。

しかし、元來、彼等新興諸國は古く周より封建された諸國の如くには周王室の傳統を尊ぶことを考えない。[6] そして戰國期に入ると、傳統ある諸國もその實權は陪臣の手に移り、王室尊崇の念が消滅して來る。

こうした複雑な情勢の中で、一方では中華文化圏の確立と共に中華と夷狄との對立が強く意識される。周初ではまだ、武王が紂を伐つ際に庸・蜀・羌・髳・盧・彭・濮の人と誓つたと尚書にあるように、夷狄と同盟していた場合もあつたようである。またこれらの人々は中原に近く殆んど雜居の狀態であつたと考えられる。しかし秦楚等の一部の強力な諸國を除いては文化的に同化しきれず、徐々に遠方へ壓迫されてゆく。[7] そこに中華の民としての一層の自覺が生じて來るのである。

彼等は中華の民としては互いに平等であり、また王室を尊ぶ必要もない。勢力を失墜した周王室ではこの狀態を如何にすることも出來ない。かくてここに新たなる自己の力による天下經略の野望が產まれ、統一の氣運が徐々に生じて來るのである。

この天下の統一という新しい時代の動きを背景として、そこに要請されるものは、新しい理想的な統一の方法である。またそのためには當然中國の文化圏を總覽した政治地理學の知識が求められる。これを表わすものが五服（九服）說と九州說といわれるものである。

次に五服說・九州說の中にどのような形で以上の時代の流れが反映されているかを見てゆくことにする。

二

五服說又は九服（畿）說は尚書禹貢、國語周語上、周禮夏官大司馬、同じく職方氏に見られるものが一應體系的に整つたものである。それを列擧すれば次の如くである。

尚書禹貢

（1）五百里甸服、百里賦納總、二百里納銍、三百里納秸服、四百里粟、五百里米。

（2）五百里侯服、百里采、二百里男邦、三百里諸侯。

（3）五百里綏服、三百里揆文敎、二百里奮武衞。
（4）五百里要服、三百里夷、二百里蔡。
（5）五百里荒服、三百里蠻、二百里流。

國語周語上、
夫先王之制、邦內甸服、邦外侯服、侯衞賓服、夷蠻要服、戎狄荒服。甸服者祭、侯服者祀、賓服者享、要服者貢、荒服者王。日祭、時享、歲貢、終王。

國語周語中、
昔我先王之有二天下一也、規二方千里一以爲二甸服一、以供二上帝山川百神之祀一、以備二兆民之用一、以待二不庭不虞之患一、其餘以均分二公侯伯子男一。

周禮夏官大司馬、
乃以二九畿之籍一施二邦國之政職一、方千里曰二國畿一、其外方五百里曰二侯畿一、又其外方五百里曰二甸畿一、又其外方五百里曰二男畿一、又其外方五百里曰二采畿一、又其外方五百里百里曰二衞畿一、又其外方五百里曰二蠻畿一、又其外方五百里曰二夷畿一、又其外方五百里曰二鎭畿一、又其外方五百里曰二蕃畿一。
周禮夏官職方氏。
侯畿以下いづれも畿を服としているのみでその內容は大司馬に同じ。

これらの五服・九服説は一般には單に春秋末から戰國末にかけての理想化された支配制度を記したものでそこには現實性の斷片も見出せないように扱われている[8]が、自分はこれらの諸説を比較檢討し、何らかの系統による發展の段階を見ようとするのである。

西周初期の文獻とされる尚書の五誥を中心とした部分には次のような事例がある。

康誥

四方民大和會、侯甸男邦采衞、百工播民和。

酒誥

越在二外服一、侯甸男衞邦伯。越在二內服一、百僚庶尹。

予惟曰、汝劼毖殷獻臣侯甸男衞、矧太史友內史友、越獻臣百宗工……

召誥

周公乃朝用レ書、命庶殷侯甸男邦伯一。

これらのうち侯甸男采衞などは外服として內服の百僚庶尹と對しているところから朝廷にあつて王に直屬している官僚でないことは明らかであり、むしろ諸侯に近いものと考えられる。また殷の遺民として呼びかけられているから、この侯甸男采衞などは殷代から地方に勢力を有した諸侯、または邊域を治めるために派遣されてほぼ獨立の形をとつた官僚と考えられる。

ところで左傳襄公十五年には

王及公侯伯子男甸采衞太夫各居二其列一。

とある。これを見ると殷代のみでなく周に入つてもほぼ同様の名稱が用いられていたようである。この左傳の例に見

られる公までは周に成立していた爵位であつて甸采衞は何か別の系列のもののようである。これらはやはり後に説くように諸侯以外に全國の各地に派遣されていた官吏ではないかと考えられるのである。

ここで周初より傳わつたと考えられる甸侯采男衞の意味を各々について調べてみよう。

「甸」は田と通じ田を治めるという意味とそこを支配する官吏と二つの意味があるようである。尚書多士には「甸ニ四方一」とあり詩小雅信南山には「維禹甸レ之」とあり、書の僞孔傳、詩の毛傳ではいづれも「治」にとつている。これらの土地を治めるという意を發展させると周禮地官小司徒の「四丘爲レ甸、四甸爲レ縣」の如く一つの區劃の廣さの名稱となる。一般に郡縣と呼ばれるものが封建制と異る王直屬のものを示すようにこの甸も諸侯に與えられた土地ではなく王畿に近い王の支配下の土地であろう。左傳襄二十一年には「郊甸」があり、先にあげた周語中の例は公侯伯子男に分與する内側の地、方千里を甸服とし王の直接の用に役立たせているし、國語晉語六にも「貢重位卑甸也」とある。これらはいづれも王城近くの地を示すものである。しかし先にあげた康誥、酒誥等の例のようにそこを治めるものは王直屬の官僚ではない。この例は更に金文中にも見られ、大盂鼎には「殷邊侯甸、殷正百辟」とあり、これでも同じように甸を外部を治める官としている。

では甸とは何かといえば、王城近くの土地にあつてそこを管理して王室の日常の用、祭祀等の必需品を提供する役目を與えられた官吏とその性格を有する土地自體を表わすものである。卜辭などにも甸はしばしば見えるがこれは世襲の地位とはされていない。[8] このことは上記の説明と一致するものである。

「侯」は説文にあるように矦という弓を射る時にかける的の形より出た文字であるが、それに人がつき、説文では「伺望也」と「うかがう」意味になり地方にいて遠くを伺う者と變化させているのはほぼ原義に近いようである。

また卜辭にもしばしば見られ、一侯という同じ名が時代をおいて何度もあらわれ、その種類も多いところから本來

世襲的な地方諸侯の意味であろうと考えられる。

この侯は「甸」との關係が強いことは先の康誥・酒誥・召誥あるいは大盂鼎等に必ず侯甸と並列されており尚書君奭にも「屏侯甸」とあるところから知られよう。そして甸に王畿に比較的近い土地の意味があれば、侯には王畿より遠い地及びそこの支配者の意味がある。

「采」は公羊襄十五年の注に「所謂采者、不レ得レ有二其土地人民一、采三取其税一爾」とあり、韓氏外傳八「天子爲三諸侯一受レ封、謂三之采地一」とあるように采地という意味にとられるようであるが原義的には「採」と同じく「とる」の意であろう。しかし實際に采男衞などと並べばむしろ尚書堯典「疇咨レ若二予采一」の馬融注に「采官也」とあり、同じく酒誥の「服休服采」の蔡傳に「服采、起而作レ事之臣」とある如くに官吏を指すのであろう。そして彼等の收入分として與えられるのが采地なのである。故に采は直接に土地の遠近とは關係が見られない。

「男」は周代では爵位とされているが本來そうであつたか否かは不明である。史記夏本紀には禹貢の五服を引いているがそこでは男邦を任國としている。これは僞孔傳には「男任也、任三王者事一」とあり、正義では男と任の聲音の近似を指適している。また大戴本命篇では「男者任也、男子者任三天地之道一」とある。おそらくは顧頡剛も說く如く[19]男は采と近く、采が土地と人民の所有權がないのに對し、土地人民を所有し、一方では王の支配下に屬する者を意味するのであろう。

「衞」は禹貢に奮武衞とあるように守るという意味がある。この衞は爾雅釋詁に「衞垂也」とあるように遠隔の地を意味する。故に衞は邊域にあつて武力をもつて國を守ること及びその任に當る人であろう。

以上から考えられることは、周初の文獻である五誥を中心としてみられる侯甸采男衞等の名稱は侯甸が一つの系列に屬し、采男衞は別の系列であろう。侯は王城より遠くの地、及びそこを支配するものを指し、甸は比較的近緣の地、及びそこの有力者である。このことは地理的に分ければ王畿・甸・侯という形をとることになるであろう。一方の采

男衞はそれとは別の職務及びその官位による分類である。

以上の結論をもとにして五服・九服説の發展をみてゆけば五服をいう禹貢と周語では、禹貢はその里程を劃一的に描き出している點よりみても周語より一段の發展をしたものと考えられる。そのように考えれば周語が最も原初的だとされようが、更に兩者の内容にわたつて檢討してみる。

第三の地域として禹貢には綏服があり周語には賓服がある。この點が異るのみで他は一致しているが、兩者ともに地理的な遠近として王畿の外に甸服・侯服をつらね、采男衞を入れていないのは語の本來の意義からいつても正しいのである。

周語はその中でも特に甸服と侯服を邦内邦外で分け、周語中においても先にあげた例の如く甸服をそれ以遠のものと區別している。これなどはもつともその原義に忠實なのである。

また周語五服説は王室の祭祀への上貢を問題としている。これは周語上・中を通じて認められるが、左傳等を見ても貢物の目的として祭祀の用に供することがしばしば見られる。その點より考えても、「先生之制」とあるように理想化されてはいるが、この周語の傳承の確かさがうかがわれる。

ところで禹貢の方は殆ど同じ五服説をとつてはいるものの「揆文教」というような儒家的概念が入り、甸服の貢物についてもあまりにも詳細にその貢物の種類をいうところからみても、周語より新しいものと考えられよう。

しかし采男衞を別の系列に入れ、甸と侯が異なる地位を占めているのは、先述の如くその本來の姿をとどめているといえよう。

ところでこの禹貢の五服の形式は、甸を中にし、外に侯服を置き、諸侯を分封する。一方侯服の中に王の直轄地さながらに采と男邦を置く、さらにその外には外夷を防ぐが如き「奮武衞」という地域を設けている。これは封建と邦縣制との幷用の如くに見られるが、春秋末から戰國にかけての諸國の實狀はそのようであつたのである。

史記始皇本紀によれば、秦が郡縣制をとるか周の封建を踏襲するかについての論議が行われている。結局李斯の「周文武所レ封、子弟同姓甚衆、然後屬疏遠、相攻擊如三仇讎一、……今海内賴三陛下神靈一、一統皆爲三郡縣一」という主張に從つて郡縣制が實施されることとなつた。この意見は封建制の缺陷を指適したものであつて、次の漢初の吳楚七國の亂はそれのあらわれたものである。

郡縣制が始皇二十六年に至つて始めて行われ、それ以前は全く存在しなかつたといえば、そうではないようである。その實例はすでに左傳等にしばしば見られ

昭公五年　韓賦三七邑一、皆成縣也。

〃　二十八年　晉分祁氏之田以爲七縣、分三羊舌氏之田一以爲三縣一。

などは新たに入手した土地は縣として諸侯の直轄地としたことであり。史記匈奴傳に趙の武靈王が雲中・雁門・代の諸郡を置き、燕が上谷・漁陽等の諸郡を置いて北方の守りを固めたのは、やはり新たな征服地のうち外敵に對する土地を郡として、諸侯の直屬の下に武備をととのえたことを意味するのである。

かようにして春秋中期以後は實際上封建制は郡縣制との混合に移りつつあつたのである。

禹貢の綏服は、外邊に直轄の郡を置き、その外の要服・荒服ににらみをきかすことになり、侯服の中に、采・男邦というむしろ王に直屬するが如き地位のものを置くことは、いづれも春秋末から戰國にかけての實狀を反映したものである。その點より見ても周語が完全な封建體制をとるのよりも新しいのではないかと考えられる。

この五服と周禮の九服・九畿との先後は、第一にいえることは、九服・九畿の九という數はその本來は多數という意味なのであるが、この周禮の場合は完全に九という數に忠實である。九の流行はいつ頃からか、後の九州說で說くが、おそらくは戰國初期以前ではないであろう。この九服・九畿では九にあまりに力を入れすぎた結果、侯甸以外に采男衞等を同じ系列に含めている。これは事實からいよいよ遠ざかるばかりで、五服・九服說が空想の產物であると

の評價が生じてもやむを得なかつたことになるのである。

三

次に九州説であるが、九州説には尚書禹貢、周禮職方氏、爾雅釋地、呂氏春秋有始覽の代表的な四種がある。

禹貢

冀州　冀州
濟河　兖州
海岱　青州
海岱及淮、徐州
淮海　揚州
荆及衡陽荆州
荆河　豫州
華陽黑水梁州
黑水西河雍州

周禮職方氏

東南　揚州
正南　荆州
河南　豫州

正東　青州
河東　兖州
正西　雍州
東北　幽州
河内　冀州
正北　幷州

爾雅釋地

兩河間　冀州
河南　豫州
河西　雝州
漢南　荆州
江南　楊州
濟河間　兖州
濟東　徐州
燕　幽州
齊　營州

呂・有始覽

河漢　豫州　周
兩河　冀州　晉
河濟　兗州　衞
東方　青州　齊
泗上　徐州　魯
東南　揚州　越
南方　荆州　楚
西方　雍州　秦
北方　幽州　燕

とある。

九州という言葉は

九隩（國語周語下）。九圍（詩商頌長發）。九有（國語魯語上）（詩商頌玄鳥）。九畯（國語楚語下）。などがいづれも九という數にこだわらないで一般的な天下を意味していたと同様であつたのであろう。禮記禮器では九州四海といつて特に限定しているとも思えない。ところが孟子梁惠王上では

海内之地方千里者九、齊集有二其一一。とあり史記騶衍傳では

儒者所謂中國者、於二天下一乃八十一分居二其一一耳。

といい、儒家を中心とした九州説が戰國中期には成立していたことが知られる。

いまこの九州説を五服説と比較してみると五服説は九州説よりも機械的ではあるが天下統一の思想を具現化したものである。これに對して九州説はまず一見したところ地理的にみて具體的であり現實に卽したものであることがわか

る。しかしそれにしても、この四種の九州説のうち禹貢と職方氏とにはまだ周王室による天下統一の理念がうかがわれ、釋地と有始覽とには地方諸侯の勢力增大に併う新たな統一の理想がうかがわれる。

これらの相互の成立の順序を考えるに當つて禹貢に梁州があり、その他のものにはなく、他のものにはない幽州がある點に注目せねばならぬ。

禹貢には「華陽黑水爲梁州」とあるように大體において楊子江の上流域、蜀の地に當るところである。この地は始皇の時に至り秦に滅されることになつたが、戰國末より秦楚兩國の爭奪の中心であり、一州として認めることは困難であつたのであろう。故に禹貢を徐く三者には入つていないのであろう。

一方、幽州は明らかに燕の地である。燕は召公の子孫が封じられた地とされるが實際にその勢力を振つたのは戰國中期以後であつて七國の中でも王を稱したのは易王十年（前三二三）と最も新しい。これは年代的な見地からは禹貢の成立は燕、つまり幽州の重要性が認められる以前であるといえよう。このように九州説四者の中では禹貢の成立が最も古いであろう。

爾雅釋地の九州説の特徵は、燕（幽州）があり、しかも齊と燕とに限りその國名を明記していることである。その理由は當然この釋地の成立上、齊と燕とを重要視せねばならぬ地方にあつたことを示すものである。その場合、齊と燕のいづれが成立の中心であつたかは、勿論稷下の學の傳統ある齊と考えられるであろう。

齊は前二八四年、樂毅にひきいられる燕の大軍に襲われていることからも、燕を無視することは出來なかつたのであろう。故にその成立は燕の勢力增大以後、前三〇〇年以後であろう。

さらに釋地が齊人の手になると考えられる理由は、釋地の中に各地の產物をあげ、九つの山名をあわせ記している。

東方、醫無閭。東南、會稽。南方、梁山。西南、華山、霍山。西北、崑崙虛。北方、幽都。東北、斥山。中有二岱岳一。

としている。これは爾雅の次の章の釋山の「泰山爲二東嶽一」ある一般の解釋と大いに異るものである。

同じ爾雅でこのような相違があるのは爾雅の各篇の成立の事情が異るからであろうが、いづれにせよ釋地は泰山を中心として扱い、その泰山は山東にあつて齊の地である。故に釋地は齊人の手になるものであろうし、その九州説は齊人による天下統一の氣運を示すものであろう。

有始覽はその成立の時期はほぼ始皇の統一前後であつて、年代は大體見當がつく、全體の構成が釋地に似てはいるが、更にすべての九州に國名を記している點など整理のゆきとどいているのが目につく。その國名も越のように古く滅び去つたものをあげているのは、作爲的に文をつくろうたことを思わせ、釋地などより一そう新しさを感じさせる。

最後に職方氏は禹貢同様に國名を記載しないで、自然地理による區分けをしている。これは禹貢が禹の統一事業に名をかりて儒家的な王道思想による統一を目ざすがため、諸國を認めないのと同様に、周公による理想的な統治を示す周禮においても、諸國を周と並列に置くことは許されぬのであろう。

有始覽が秦の統一の動きを示し、釋地には齊中心の構成がうかがえるが、これはいずれも「一」で指摘したように時代の潮流なのである。

四

最後にこの五服説と九州説とを比較してみれば、いずれも周王朝の衰頽から崩壞による新たな統一の理念の展開を示すものである。先述のように五服説は九服説へと展開したのは戰國も末期であるが、その發生はかなり古く、最もその古い形を傳えるものと考えられる周語は春秋末頃ではなかろうか。そこには少くとも周初封建制へのあこがれが見出され、その後を受けつぐ禹貢、あるいは九服説を説く周禮にもその氣配は明らかである。

この一種の復古思潮は儒家の中でも特に孔子に濃厚であり、左傳中にもしばしば周王室への忠誠を之々するように、春秋末の特質であろうと思われる。そしてこの統一を具體化するために求められるものが實際の地理知識であり、禹

貢、周禮の五服（九服）説と九州説との合體の背景はそれである。

しかし戰國に入り、諸國の力が增大し周王室は事實上存在を失う。そこに諸國は自力による統一を目指す、特に戰國に至つて力を增した諸國は地理的にかたよつているものが多い。そのため王城中心の同心圓的な五服説にはあきたらず、自己中心的な九州説が生じることになるのである。

五服説より九州説への移行、そして各々の中での發展はそのまま春秋より戰國末への統一の氣運の展開を示すものである。

注

①觀堂集林卷七、戰國時秦用籀文六國用古文説

②武内義雄氏、「易と中庸の研究」によればこの部分は中庸本文ではなく秦代成立の「中庸説」であろうとされている。

③觀堂集林卷九、殷卜辭中所見先公先王考

④楚辭天問には「帝何竺レ之」とあり帝を帝嚳と解すればこの傳承は更に古いことになるが楚辭天問中の帝は實は不明である。同樣の説話を傳える大雅生民が感生説話であるように、これもそのように見て帝も特定のものと考えぬ方がよかろう。

⑤左傳昭公十七年では秦と同じ嬴姓の郯子がその祖を小昊としている。

⑥楚の莊王が九鼎の輕重を問うたなどはその例である。

⑦詩經魯頌等では徐・淮の近くに異民族がいたとされるが春秋から戰國にかけて徐々に南方に壓迫されている。蒙交通著、周秦少數民族研究、百濮南徒參照。

⑧佐野學氏、殷周制度論等ではおおむねこのような解釋が行われている。顧頡剛氏　禹貢、「中國地理名著選讀」所收なども同樣である。

⑨島邦男氏、殷墟卜辭研究四二五頁參照。

⑩顧氏前揭書五〇頁。